

## 山形大学飯田キャンパスにおけるテニユア審査細則

令和3年2月16日  
改正 令和3年9月21日  
改正 令和4年5月17日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人山形大学におけるテニユアトラック制度に関する規程により医学部、大学院医学系研究科又は医学部附属病院（以下「飯田キャンパス」という。）に採用された教授、准教授、講師、助教及び助手(国立大学法人山形大学における個別契約任期付教員に関する規程及び国立大学法人山形大学研究プロジェクト職員規程により採用された教員を除く。)のテニユア審査に関し、必要な事項を定める。

(採用)

第2条 飯田キャンパスにおける教員の採用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 診療等に従事する教員（以下「臨床系教員」という。） テニユア
- (2) 臨床系教員以外の教員（以下「基礎系教員」という。）のうち、教授 テニユア
- (3) 基礎系教員のうち、准教授、講師、助教、助手 テニユアトラック教員  
(テニユア審査)

第3条 飯田キャンパスにおけるテニユア審査は、次の各号に基づき実施する。

- (1) 採用時審査 前条第1項第1号及び第2号に該当する教員  
採用時の1箇月前までに行う。
- (2) 満了時審査 前条第1項第3号に該当する教員  
採用後、テニユアトラック期間が満了する6箇月前までに行う。
- (3) 3年目審査 前条第1項第3号の教員のうち、特に優秀と認められる教員  
採用後3年となる6箇月前までに行う。

2 テニユア審査は、山形大学飯田キャンパス管理運営委員会において実施する。

3 テニユア審査に係る資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 採用時審査
  - ア 履歴書
  - イ 業績目録
  - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 満了時審査
  - ア 教育・研究・社会貢献・外部資金獲得実績に関する書類
  - イ その他必要と認めるもの
- (3) 3年目審査
  - ア 教育・研究・社会貢献・外部資金獲得実績に関する書類
  - イ その他必要と認めるもの

4 テニユアトラック教員へのテニユア審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 教育能力：医学部もしくは大学院医学系研究科における講義等を毎年度担当すること。
- (2) 研究能力：採用後、学術論文等について、1年間につき1編以上を有すること。
- (3) 社会貢献：学会等における学術貢献活動又は自治体等における社会貢献実績を有すること。
- (4) 外部資金獲得実績：科学研究費補助金等により自立的に研究を遂行できる外部資金を獲得していること。

5 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に該当する教員への採用時審査は、次のとおりとする。

- (1) 教育能力：医学部もしくは大学院医学系研究科における講義等を毎年度担当すること。

(2) 研究能力：博士の学位を有すること、もしくは学術論文等について、採用時点で1編以上を有すること。

(3) 社会貢献：学会等における学術貢献活動又は自治体等における社会貢献実績を有すること。

(4) 臨床能力：一般社団法人専門医機構から専門医認定を受けていること、もしくはそれに準ずる専門領域における資格等を有すること。

6 第2条第1項第2号に該当する教員への採用時審査は、次のとおりとする。

(1) 教育能力：医学部および大学院医学系研究科における講義等を毎年度担当できること。

(2) 研究能力：博士の学位を有し、学術論文等について、採用時点で10編以上を有すること。

(3) 社会貢献：学会等における学術貢献活動又は自治体等における社会貢献実績を有すること。

7 委員会は、必要と認める場合は、審査において面接を行うことができる。

(審査結果報告)

第4条 キャンパス長は、前条に定める審査結果を学長へ報告する。

(その他)

第5条 この細則に定めるもののほか、飯田キャンパスにおけるテニユア審査に関する必要な事項は、委員会の議を経て、キャンパス長が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年2月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

1 この附則は、令和4年5月17日から施行する。

2 令和3年4月1日以降、昇任により教授となった教員のうちテニユアトラック教員となっている教員については、第3条第1項第2号もしくは第3号によりテニユア審査を実施する。